

広島県告示第八百八十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定によって、次のとおり懲戒処分を行った。

平成三十年十二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成三十年十二月七日

二 処分を受けた建築士

1 氏名

藤本 賢二

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

二級建築士（広島県知事登録第一五三四六号）

三 処分の内容

業務停止四月

四 処分の原因となった事実

1 二級建築士事務所の管理建築士でありながら、当該建築士事務所に専任しなかった。

また、当該建築士事務所の開設者の代表取締役として、建築士法第二十四条第一項の規定に違反して、当該建築士事務所に、自らに代わる専任の管理建築士を置くこともなかった。

2 国土交通省が実施した住宅ストック循環支援事業に関し、三件の住宅のリフォーム工事について、それぞれ建築士法第二十一条の四の規定に違反して建築士の信用を失墜させる不正の行為をした。

3 1のことは、建築士法第十条第一項第一号及び第二号に、2のことは、同項第一号に該当する。